

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル
2017 年 6 月 1 日版(2020年5月8日改定)

関西労災病院

＜処方変更に係る原則＞

- ・先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・「含有規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- ・処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また、安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る
- ・患者に十分な説明（服用方法、安定性、価格等）を行い、同意を得た上で変更する。

1. 処方変更・調剤後の連絡

処方変更し調剤した場合は、その内容をお薬手帳に記載の上、FAX（06-6418-5277）にて当院薬剤部に連絡する。薬剤部では、⑦～⑩及び3.残薬調整については、電子カルテ内の処方を修正し、次回からの処方に反映させる。また、後発医薬品の変更についてはお薬手帳に記載し、FAXによる報告は不要とする。

2. 疑義照会の不要例（ただし、麻薬、注射薬、吸入薬に関するものは除く）

① 成分名が同一の銘柄変更

例：ボナロン錠 35mg → フォサマック錠 35mg
アレンドロン酸錠 35mg「日医工」

＊先発品間でも可（但し薬剤料が同額以下の場合のみ）。

② 剤形の変更（安定性、利便性の向上のための変更に限る）

例：オルメテック OD 錠 20mg → オルメテック錠 20mg
ボナロン経口ゼリー → ボナロン錠 35mg

＊用法用量が変わらない場合のみ可。

＊抗腫瘍剤を除く

＊軟膏→クリーム剤、クリーム剤→軟膏の変更は不可。

③ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更（安定性、利便性の向上のための変更に限る）

例： 5mg 錠 1 回 2 錠 → 10mg 1 回 1 錠
10mg 錠 1 回 0.5 錠 → 5mg 1 回 1 錠

＊適応症が変わる場合、疑義照会が必要です。

- ④ アドヒアランス等の理由により処方薬剤を半割や粉砕、混合すること、あるいはその逆（規格追加も含む）。ただし、抗悪性腫瘍剤を除く。

逆の例：（粉砕） カンデサルタン錠 8mg1.5錠 → カンデサルタン錠 8mg1錠
カンデサルタン錠 4mg1錠

- ⑤ 処方薬剤を服薬状況等の理由により、一包化調剤すること（抗腫瘍剤、及びコメントに「一包化不可」とある場合は除く）。

＊患者希望あるいはアドヒアランス不良が、一包化により改善されると判断できる場合に限る。

- ⑥ 湿布薬や軟膏での規格変更に関すること（合計処方量が変わらない場合）

例：アドフィードパップ 40mg（7枚入り）×6袋
→ アドフィードパップ 40mg（6枚入り）×7袋
マイザー軟膏 0.05%(5g) 2本 → マイザー軟膏 0.05%(10g) 1本

- ⑦ 患者の希望があった場合の消炎鎮痛外用貼付剤における、パップ剤→テープ剤、テープ剤→パップ剤への変更（成分が同じものに限る。枚数に関しても原則同じとする。）

例：ロキソニンパップ 100mg → ロキソニンテープ 100mg

- ⑧ 外用剤の用法（適用回数、適用部位、適用タイミング等）口頭で指示されている場合（処方せん上、用法指示が空白あるいは「医師の指示通り」が選択されている）に用法を追記すること（薬歴上あるいは患者面談上用法が明確な場合）

例：（口頭で腰痛時に腰に貼付するよう指示があったと患者から聴取した場合）

モーラステープ L 40mg 3袋 1日1回 → 1日1回 腰

＊適用回数、適用部位、は添付文書に記載されている回数、部位の範囲内で行う。

- ⑨ 「1日おき服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

例：（他の処方薬が 30 日分処方の時）

ファモチジンD錠 20mg 1錠 分1朝食後 隔日投与 30日分 → 15日分

- ⑩ 漢方薬、胃腸機能調整薬の用法を添付文書どおりの服用方法に変更（ただし、服用方法について口頭で指示されている場合を除く）。

＊アドヒアランス等の向上を目的に服用方法が指示されていると考えられる場合には疑義照会を行ってください。

3. 残薬調整に関する疑義照会不要例（ただし、麻薬に関するものは除く）

薬歴上、継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整（短縮）して調剤すること（外用剤の本数の変更も含む）（日数の延長はなし）

例：エフィエント錠 3.75 30 日分 → 27 日分（3 日分残薬があるため）

例：ルリコンクリーム 1% 3 本 → 2 本（1 本残薬があるため）

＊残薬調整を行った場合は、処方箋の発信だけでなく、必ずトレーシングレポートを用いて残薬が生じた理由に関する情報提供をお願いします。この報告がない場合、次回診察時に患者に不利益が生じることもあり得るので厳守してください。

＊処方箋における「残薬確認した場合の対応」において、「保険医療機関への疑義照会した上で調剤」の項目にチェックがある場合は、疑義照会した上で変更してください。

＊残薬調整で薬剤の処方日数がゼロになる場合（薬剤が削除になる場合）は、必ず疑義照会をしてください（薬剤情報が削除されていると、次回処方時に処方漏れが起こる可能性があるため）。

4. その他

＊トレーシングレポート等の情報は、関西労災病院ホームページ

（<http://www.kansaih.johas.go.jp/>）をご覧ください。

＊処方変更された場合、「お薬手帳」や「お薬説明書」での情報提供を徹底してください。

5. 各種問い合わせ窓口

①処方内容（診療、調剤に関する疑義・質疑など）及び疑義照会簡素化プロトコルに関すること

受付時間：平日 8 時 15 分から午後 5 時

TEL：06-6416-1221（代）薬剤部 DI 担当 FAX：06-6416-1235

E-mail：krph@kansaih.johas.go.jp

②保険関係（保険者番号、公費負担など）

受付時間：平日午前 8 時 15 分から午後 5 時

TEL：06-6416-1221（代）医事課外来係

6. 運用開始日

平成 29 年 6 月 1 日